ロ）期間内の本割引の対象となる通行のうち㈡の利用可能額を超える部分
割引率は50パーセントとする。
㈡　利用可能額
㈠イ）に掲げる額の２倍の額。
ハ　実施する期間
㈠　令和６年４月１日から令和６年４月30日まで
㈡　令和６年５月１日から令和６年５月31日まで
㈢　令和６年６月１日から令和６年６月30日まで
㈣　令和６年７月１日から令和６年７月31日まで
㈤　令和６年８月１日から令和６年８月31日まで
㈥　令和６年９月１日から令和６年９月30日まで
㈦　令和６年10月１日から令和６年10月31日まで
㈧　令和６年11月１日から令和６年11月30日まで
㈨　令和６年12月１日から令和６年12月31日まで
㈩　令和７年１月１日から令和７年１月31日まで
㈪　令和７年２月１日から令和７年２月28日まで
㈫　令和７年３月１日から令和７年３月31日まで
㈬　令和７年４月１日から令和７年４月30日まで
㈭　令和７年５月１日から令和７年５月31日まで
㈮　令和７年６月１日から令和７年６月30日まで
㈯　令和７年７月１日から令和７年７月31日まで
㈰　令和７年８月１日から令和７年８月31日まで
㈱　令和７年９月１日から令和７年９月30日まで
ニ　適用区間
㈠　北海道
イ）道央自動車道の千歳インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間。
ロ）道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。
ハ）道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。
ニ）道央自動車道の北広島インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。
㈡　新潟
イ）北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
ロ）北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。
ハ）北陸自動車道の西山インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。
ニ）北陸自動車道の西山インターチェンジから中之島見附インターチェンジまでの区間。
ホ）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
ヘ）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。
ト）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。
チ）北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
リ）北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。
ホ　割引相互間の適用関係
㈠　マイレージ割引との重複適用関係
本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。
㈡　深夜割引又は休日割引との重複適用関係
本割引と深夜割引又は休日割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引又は休日割引は適用しないものとする。
㈢　平日朝夕割引との重複適用関係
本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行に関わらず平日朝夕割引は適用しないものとする。
㈣　障害者割引との重複適用関係
本割引と障害者割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、障害者割引は適用しないものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 14 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）一部について下記のとおり変更、１．⑶⑳及び２．⑶⑪に基づく企画割引として下記のとおり実施、並びに令和４年11月４日、令和６年３月29日及び令和６年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告の一部変更
料金公告中、１⑴②イ㈡のうち
「つくばスマート」を「つくば西スマート」に改める。
料金公告中、１．⑴②へのうち、
「糸貫」を「本巣」に、「北勢」を「いなべ」に改める。
料金公告中、１．⑴④イ㈡のうち、
「（この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。）」を「（この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引（ただし、中日本高速道路会社が別に定める日以降からは上限料金の引下げに係る割引に限る。）に限る。）に改める。
料金公告中、１．⑴⑤ロのうち、
「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第７号」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第８号」に改める。